

正 誤 表

透析施設における標準的な透析操作と感染予防に関するガイドライン（六訂版）に下記のとおり誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

(2024年5月7日修正)

	誤	正																																																																																																																								
39 頁 9 行目 19 行目	1) 透析開始時、穿刺部の皮膚消毒には、 <u>1%以上</u> のクロルヘキシジングルコン酸塩含有アルコール、10%ポビドンヨード、消毒用エタノール、70%イソプロパノールのいずれかを用いることを推奨する。(Level1A)	1) 透析開始時、穿刺部の皮膚消毒には、 1% クロルヘキシジングルコン酸塩含有アルコール、10%ポビドンヨード、消毒用エタノール、70%イソプロパノールのいずれかを用いることを推奨する。(Level1A)																																																																																																																								
39 頁 12 行目 40 頁 9 行目	2) 透析用カテーテルを挿入する時の皮膚消毒、および挿入後の皮膚出口部消毒には、 <u>1%以上</u> のクロルヘキシジングルコン酸塩を含有するアルコール、10%ポビドンヨード、消毒用エタノール、70%イソプロパノールのいずれかを用いることを推奨する。	2) 透析用カテーテルを挿入する時の皮膚消毒、および挿入後の皮膚出口部消毒には、 1% クロルヘキシジングルコン酸塩を含有するアルコール、10%ポビドンヨード、消毒用エタノール、70%イソプロパノールのいずれかを用いることを推奨する。																																																																																																																								
49 頁 29 行目 (下から3行目)	これらの照度は、日本産業規格 (JIS) の「 <u>照明基準総則 (JIS Z 9110 : 2010)</u> 」や「 <u>屋内作業場の照明基準 (JIS Z 9125 : 2007)</u> 」に準拠して照明計画を行う。	これらの照度は、日本産業規格 (JIS) の「 <u>照明基準総則 (JIS Z 9110 : 2010)</u> 」や「 屋内照明基準 (JIS Z 9125 : 2023) 」に準拠して照明計画を行う。																																																																																																																								
51 頁	<p style="text-align: center;">表 2 屋内作業場の照明基準 JIS Z 9125 : 2007 (保健医療施設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">領域、作業または活動の種類</th> <th style="width: 10%;">E_m (lx)</th> <th style="width: 10%;">U_o</th> <th style="width: 10%;">R_a</th> <th style="width: 40%;">注記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>待合室</td><td>200</td><td>22</td><td><u>80</u></td><td>床面照度</td></tr> <tr><td>廊下 (昼間)</td><td>200</td><td>22</td><td><u>80</u></td><td>床面照度</td></tr> <tr><td>廊下 (夜間)</td><td>50</td><td>22</td><td><u>80</u></td><td>床面照度</td></tr> <tr><td>病室 (全般照明)</td><td>100</td><td>19</td><td><u>80</u></td><td>床面照度</td></tr> <tr><td>病室 (読書用照明)</td><td>300</td><td>19</td><td><u>80</u></td><td></td></tr> <tr><td>診察・治療</td><td>1,000</td><td>19</td><td><u>90</u></td><td></td></tr> <tr><td>診察室 (一般)</td><td>500</td><td>19</td><td><u>90</u></td><td></td></tr> <tr><td>透析室</td><td>500</td><td>19</td><td><u>80</u></td><td></td></tr> <tr><td>滅菌室</td><td>300</td><td>22</td><td><u>80</u></td><td></td></tr> <tr><td>消毒室</td><td>300</td><td>22</td><td><u>80</u></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(文献 2) より一部改変して引用)</p>	領域、作業または活動の種類	E _m (lx)	U _o	R _a	注記	待合室	200	22	<u>80</u>	床面照度	廊下 (昼間)	200	22	<u>80</u>	床面照度	廊下 (夜間)	50	22	<u>80</u>	床面照度	病室 (全般照明)	100	19	<u>80</u>	床面照度	病室 (読書用照明)	300	19	<u>80</u>		診察・治療	1,000	19	<u>90</u>		診察室 (一般)	500	19	<u>90</u>		透析室	500	19	<u>80</u>		滅菌室	300	22	<u>80</u>		消毒室	300	22	<u>80</u>		<p style="text-align: center;">表 2 屋内証明基準 JIS Z 9125 : 2023 (保健医療施設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">領域、作業又は活動の種類</th> <th style="width: 10%;">E_m (lx)</th> <th style="width: 10%;">UGRL</th> <th style="width: 10%;">演色性区分*1</th> <th style="width: 40%;">注記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>待合室</td><td>200</td><td>22</td><td>高 C1</td><td>床面照度</td></tr> <tr><td>廊下 (昼間)</td><td>200</td><td>22</td><td>高 C1</td><td>床面照度</td></tr> <tr><td>廊下 (夜間)</td><td>50</td><td>22</td><td>高 C1</td><td>床面照度</td></tr> <tr><td>病室 (全般照明)</td><td>100</td><td>19</td><td>高 C1</td><td>床面照度</td></tr> <tr><td>病室 (読書用照明)</td><td>300</td><td>19</td><td>高 C1</td><td></td></tr> <tr><td>診察・治療・応急処置・分娩介助・注射・予防接種・製剤・調剤・技工・検査</td><td>1,000</td><td>19</td><td>高 C2</td><td></td></tr> <tr><td>診察室</td><td>500</td><td>19</td><td>高 C2</td><td></td></tr> <tr><td>透析室</td><td>500</td><td>19</td><td>高 C1</td><td></td></tr> <tr><td>手術室</td><td>1,000</td><td>19</td><td>高 C2</td><td>手術部位の照度は、10,000lx~100,000lx</td></tr> <tr><td>手術準備室・回復室</td><td>500</td><td>19</td><td>高 C2</td><td></td></tr> <tr><td>滅菌室</td><td>300</td><td>22</td><td>高 C1</td><td></td></tr> <tr><td>消毒室</td><td>300</td><td>22</td><td>高 C1</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>*1 演色性区分：JIS Z 9112:2019 の演色性の区分を示す。⁴⁹⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高演色形クラス 1 (高 C1)：事務所などにおける事務作業、工事における組立作業又は検査、学校における授業、住宅における勉強又は家事などの屋内でのやや精密な視作業を行う場合などに推奨される。 ・高演色形クラス 2 (高 C2)：事務所、住宅などで色を用いたコミュニケーション又は顔を見てのコミュニケーションを伴う作業、工場における色が重要な組立作業又は検査、医療機関などにおける診察、店舗などで商品、顔などの色の見えが重要視される販売又はサービス提供を行う場合などに推奨される。 <p>(文献 2) より一部改変して引用)</p>	領域、作業又は活動の種類	E _m (lx)	UGRL	演色性区分*1	注記	待合室	200	22	高 C1	床面照度	廊下 (昼間)	200	22	高 C1	床面照度	廊下 (夜間)	50	22	高 C1	床面照度	病室 (全般照明)	100	19	高 C1	床面照度	病室 (読書用照明)	300	19	高 C1		診察・治療・応急処置・分娩介助・注射・予防接種・製剤・調剤・技工・検査	1,000	19	高 C2		診察室	500	19	高 C2		透析室	500	19	高 C1		手術室	1,000	19	高 C2	手術部位の照度は、10,000lx~100,000lx	手術準備室・回復室	500	19	高 C2		滅菌室	300	22	高 C1		消毒室	300	22	高 C1	
領域、作業または活動の種類	E _m (lx)	U _o	R _a	注記																																																																																																																						
待合室	200	22	<u>80</u>	床面照度																																																																																																																						
廊下 (昼間)	200	22	<u>80</u>	床面照度																																																																																																																						
廊下 (夜間)	50	22	<u>80</u>	床面照度																																																																																																																						
病室 (全般照明)	100	19	<u>80</u>	床面照度																																																																																																																						
病室 (読書用照明)	300	19	<u>80</u>																																																																																																																							
診察・治療	1,000	19	<u>90</u>																																																																																																																							
診察室 (一般)	500	19	<u>90</u>																																																																																																																							
透析室	500	19	<u>80</u>																																																																																																																							
滅菌室	300	22	<u>80</u>																																																																																																																							
消毒室	300	22	<u>80</u>																																																																																																																							
領域、作業又は活動の種類	E _m (lx)	UGRL	演色性区分*1	注記																																																																																																																						
待合室	200	22	高 C1	床面照度																																																																																																																						
廊下 (昼間)	200	22	高 C1	床面照度																																																																																																																						
廊下 (夜間)	50	22	高 C1	床面照度																																																																																																																						
病室 (全般照明)	100	19	高 C1	床面照度																																																																																																																						
病室 (読書用照明)	300	19	高 C1																																																																																																																							
診察・治療・応急処置・分娩介助・注射・予防接種・製剤・調剤・技工・検査	1,000	19	高 C2																																																																																																																							
診察室	500	19	高 C2																																																																																																																							
透析室	500	19	高 C1																																																																																																																							
手術室	1,000	19	高 C2	手術部位の照度は、10,000lx~100,000lx																																																																																																																						
手術準備室・回復室	500	19	高 C2																																																																																																																							
滅菌室	300	22	高 C1																																																																																																																							
消毒室	300	22	高 C1																																																																																																																							

	誤	正																																																																																																												
55 頁 11 行目	透析機械室は臭気などの対策として、表 4 に準じた換気設備を設けることが提案されるが、機械室の陰圧換気は <u>JIS 規格</u> として記載されているものの、実施困難な場合が想定されるため、機械室の清浄度を向上させる一条件として各施設の判断で実施することを提案する。	透析機械室は臭気などの対策として、表 4 に準じた換気設備を設けることが提案されるが、機械室の陰圧換気は <u>病院設備設計ガイドライン（空調設備編）</u> として記載されているものの、実施困難な場合が想定されるため、機械室の清浄度を向上させる一条件として各施設の判断で実施することを提案する。																																																																																																												
55 頁	<p style="text-align: center;">表 4 透析部門における各室の条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">エリア・部屋</th> <th rowspan="3">清浄度クラス</th> <th colspan="2">最小換気回数^{*1}</th> <th rowspan="3">室内圧 P：陽圧 E：等圧 N：陰圧</th> <th rowspan="3">全排気</th> <th rowspan="3">室内循環器の設置 ○：可 ×：否 □：注^{*4}</th> <th colspan="4">温湿度条件</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">外気量^{*2} [回/h]</th> <th rowspan="2">全風量^{*3} [回/h]</th> <th colspan="2">夏季</th> <th colspan="2">冬季</th> </tr> <tr> <th>温度 [°C]</th> <th>湿度 [%]</th> <th>温度 [°C]</th> <th>湿度 [%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>透析室</td> <td>IV</td> <td>2</td> <td>NR</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>26</td> <td>50</td> <td>23</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>準備室</td> <td>IV</td> <td>2</td> <td>NR</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>26</td> <td>50</td> <td><u>23</u></td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>洗浄室・機械室</td> <td>IV</td> <td>—</td> <td>10</td> <td>N</td> <td>—</td> <td>○</td> <td><u>28</u></td> <td>—</td> <td>>15</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>NR：要求なし（No requirement）各施設の状況により決定する。 ^{*1} 換気効率等を考慮し、他の方式により同等の性能が満足される場合は、この限りではない。 ^{*2} 換気回数と一人当たりの外気取入れ量（30 m³/h）を比較し、大きい値を採用する。 ^{*3} 外気量と循環空気量の和。室内圧が陰圧の場合は排気量と循環空気量の和。 ^{*4} □：注は中性能以上のフィルタを装着した循環機器なら可。 （空気感染対策が必要な部屋ではへパフィルタの設置が望ましい。 （文献 7）より一部改変して引用）</p>	エリア・部屋	清浄度クラス	最小換気回数 ^{*1}		室内圧 P：陽圧 E：等圧 N：陰圧	全排気	室内循環器の設置 ○：可 ×：否 □：注 ^{*4}	温湿度条件				外気量 ^{*2} [回/h]	全風量 ^{*3} [回/h]	夏季		冬季		温度 [°C]	湿度 [%]	温度 [°C]	湿度 [%]	透析室	IV	2	NR	—	—	○	26	50	23	50	準備室	IV	2	NR	—	—	○	26	50	<u>23</u>	50	洗浄室・機械室	IV	—	10	N	—	○	<u>28</u>	—	>15	—	<p style="text-align: center;">表 4 透析部門における各室の条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">エリア・部屋</th> <th rowspan="3">清浄度クラス</th> <th colspan="2">最小換気回数^{*1}</th> <th rowspan="3">室内圧 P：陽圧 N：陰圧</th> <th rowspan="3">全排気</th> <th rowspan="3">室内循環器の設置 ○：可 ×：否 □：注^{*4}</th> <th colspan="4">温湿度条件</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">外気量^{*2} [回/h]</th> <th rowspan="2">全風量^{*3} [回/h]</th> <th colspan="2">夏季</th> <th colspan="2">冬季</th> </tr> <tr> <th>温度 [°C]</th> <th>湿度 [%]</th> <th>温度 [°C]</th> <th>湿度 [%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>透析室</td> <td>IV</td> <td>2</td> <td>NR</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>26</td> <td>50</td> <td>23</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>準備室</td> <td>IV</td> <td>2</td> <td>NR</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>26</td> <td>50</td> <td><u>22</u></td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>洗浄室・機械室</td> <td>IV</td> <td>—</td> <td>10</td> <td>N</td> <td>—</td> <td>○</td> <td><u><28</u></td> <td>—</td> <td>>15</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>NR：要求なし（No requirement）各施設の状況により決定する。 ^{*1} 換気効率等を考慮し、他の方式により同等の性能が満足される場合は、この限りではない。 ^{*2} 換気回数と一人当たりの外気取入れ量（30 m³/h）を比較し、大きい値を採用する。 ^{*3} 外気量と循環空気量の和。室内圧が陰圧の場合は排気量と循環空気量の和。 ^{*4} □：注は中性能以上のフィルタを装着した循環機器なら可。 （空気感染対策が必要な部屋ではへパフィルタの設置が望ましい。 （文献 7）より一部改変して引用）</p>	エリア・部屋	清浄度クラス	最小換気回数 ^{*1}		室内圧 P：陽圧 N：陰圧	全排気	室内循環器の設置 ○：可 ×：否 □：注 ^{*4}	温湿度条件				外気量 ^{*2} [回/h]	全風量 ^{*3} [回/h]	夏季		冬季		温度 [°C]	湿度 [%]	温度 [°C]	湿度 [%]	透析室	IV	2	NR	—	—	○	26	50	23	50	準備室	IV	2	NR	—	—	○	26	50	<u>22</u>	50	洗浄室・機械室	IV	—	10	N	—	○	<u><28</u>	—	>15	—
エリア・部屋	清浄度クラス			最小換気回数 ^{*1}					室内圧 P：陽圧 E：等圧 N：陰圧	全排気	室内循環器の設置 ○：可 ×：否 □：注 ^{*4}	温湿度条件																																																																																																		
				外気量 ^{*2} [回/h]	全風量 ^{*3} [回/h]							夏季		冬季																																																																																																
		温度 [°C]	湿度 [%]			温度 [°C]	湿度 [%]																																																																																																							
透析室	IV	2	NR	—	—	○	26	50	23	50																																																																																																				
準備室	IV	2	NR	—	—	○	26	50	<u>23</u>	50																																																																																																				
洗浄室・機械室	IV	—	10	N	—	○	<u>28</u>	—	>15	—																																																																																																				
エリア・部屋	清浄度クラス	最小換気回数 ^{*1}		室内圧 P：陽圧 N：陰圧	全排気	室内循環器の設置 ○：可 ×：否 □：注 ^{*4}	温湿度条件																																																																																																							
		外気量 ^{*2} [回/h]	全風量 ^{*3} [回/h]				夏季		冬季																																																																																																					
							温度 [°C]	湿度 [%]	温度 [°C]	湿度 [%]																																																																																																				
透析室	IV	2	NR	—	—	○	26	50	23	50																																																																																																				
準備室	IV	2	NR	—	—	○	26	50	<u>22</u>	50																																																																																																				
洗浄室・機械室	IV	—	10	N	—	○	<u><28</u>	—	>15	—																																																																																																				
70 頁 4 行目	2) 一般財団法人日本規格協会：JIS Z 9125：2007 屋内作業場の照明基準，14・15，2007.	2) 一般財団法人日本規格協会：JIS Z 9125：2023 屋内証明基準，17-18，2023.																																																																																																												
71 頁 36 行目 (文献追加)		43) 一般財団法人日本規格協会：JIS Z 9112：2019 蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分，5-6，2019.																																																																																																												
107 頁 27 行目 109 頁 26 行目	5) 50 歳以上の透析患者には帯状疱疹ワクチンの接種を推奨する。(Level 1 A)	5) 50 歳以上の透析患者には帯状疱疹ワクチンの接種を推奨する。(Level 1 B)																																																																																																												
112 頁 29 行目 115 頁 3 行目	7) 50 歳以上の透析患者は、帯状疱疹ワクチン接種を行うことを提案する。(Level 2 B)	7) 50 歳以上の透析患者には帯状疱疹ワクチンの接種を推奨する。(Level 1 B)																																																																																																												
131 頁 28 行目 133 頁 最終行	5) 50 歳以上の職員は帯状疱疹ワクチンの接種を行うことを推奨する。	5) 50 歳以上の職員は帯状疱疹ワクチンの接種を行うことを推奨する。(Level 1 A)																																																																																																												